

介護サービス事業所 管理者
高齢者福祉施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金（高齢）（令和5年度2回目）の実施について（通知）

福岡市では、物価高騰に伴うコスト上昇の影響を受けている介護施設等への支援を目的に、下記のとおり、サービス類型ごとに設定した交付要件に応じて、物価高騰対策支援金(令和5年度2回目)を交付することとしました。

つきましては、申請受付専用ホームページに掲載する実施要領「介護施設等物価高騰対策支援金の申請方法等について<高齢>」等を確認の上、専用ページ内の申請フォームより、申請を行ってください。

※ 令和5年8月～10月に申請を受付した同支援金の交付を受けた介護施設等も、今回の支給対象となります。

記

1. 本支援金の概要・対象施設・支援金の額

実施要領「介護施設等物価高騰対策支援金の申請方法等について<高齢>」に記載のとおり

2. 申請受付期間

令和6年1月29日(月)～令和6年4月30日(火) 17時

- ・ 第1回締切 令和6年2月2日(金) 17時
- ・ 第2回締切 令和6年2月15日(木) 17時
- ・ 第3回締切 令和6年2月29日(木) 17時
- ・ 第4回締切 令和6年3月15日(金) 17時
- ・ 第5回締切 令和6年3月29日(金) 17時
- ・ 第6回締切 令和6年4月15日(月) 17時
- ・ 最終締切 令和6年4月30日(火) 17時

※ 申請内容に不備があった場合には、補正が完了した日付に応じた締め切り期限で取り扱います。

3. 申請方法・問い合わせ先

実施要領の記載に従って、申請・問い合わせを行ってください。(電話での問い合わせは受け付けていません。)

4. 申請受付専用ホームページ URL

<https://aes-medicalwelfare.com/shien/>



専用ホームページ
二次元バーコード

5. 注意事項

- 実施要領やよくある質問等をご確認いただき、申請を行ってください。
- 申請は**法人単位での申請**となります(事業所単位での申請不可)。また、障がい者・障がい児の区分でも事業所等を運営し、支援金を申請する法人は、**該当する事業所分もまとめて1回で申請してください。**
- 迷惑メール防止機能等を設定している場合、申請に必要なメールや問い合わせへの返答メールが届かないことがあります。
 - ・ ドメイン指定受信設定している場合は、「@aso-education.co.jp」から受信できるよう設定してください。
 - ・ メールアドレス指定受信設定をしている場合は、「bkfcity@aso-education.co.jp」から受信できるよう設定してください。
- 本支援金にかかる事務局業務を、麻生教育サービス株式会社に委託しております。